

法務総合研究所

研 究 部 報 告

37

高齢犯罪者の実態と意識に関する研究
— 高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の分析 —

2007

法務総合研究所

要旨紹介

本報告は、高齢受刑者及び高齢保護観察対象者（本報告書において、高齢者とは、特に断りのない限り 65 歳以上の者をいう。以下同じ。）に対して実施した調査結果等を基に、矯正及び更生保護における高齢犯罪者の実態分析を中心に取りまとめたものである。以下では、利用の参考のため、その要旨を紹介する。

1 研究の目的及び方法

高齢犯罪者の増加の背景として、どのような社会的要因があるのか、高齢犯罪者の質的な変化が認められるのか、もし認められるとすれば、そうした高齢犯罪者の質的变化に合わせて、刑事司法機関を始めとした関係諸機関は、いかにして効果的な再犯防止及び改善更生のための処遇をなし得るのかなどの問題意識が、本研究に取り組んだ背景にある。

ただし、高齢犯罪者の諸問題の解決のための取組は始まったばかりである。課題の範囲は広く、分析・考察すべき論点の数も多い。そこで、本研究では、高齢犯罪者に関する探究の第一歩として、特に、高齢犯罪者の様々な問題に既に直面し、その課題解決を迫られている矯正及び更生保護における高齢犯罪者に焦点を当てることとした。高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の実態を分析するとともに、彼らに対する現状の処遇上の課題を明らかにすることによって、次の段階の高齢犯罪者研究への足掛かりにしたいと考えた。

本研究においては、まず、近時の高齢犯罪者の検挙人員等を概観した上で、法務省大臣官房司法法制部の資料を基に、高齢犯罪者の量的、質的变化を分析した。

次に、矯正及び更生保護の現場の高齢者の実態を把握するために行った特別調査の結果を分析した。この特別調査は、①平成 18 年 8 月 1 日から同年 11 月 30 日までに出所した高齢受刑者の実態及び意識調査、②同じ出所者中、仮釈放で出所した者に対して、出所後 1 か月の時点で実施した意識調査から構成されている。こうした方法によって、仮釈放で出所した者についてだけではあるが、出所前の意識と出所後の現実の生活を踏まえての意識の差異等を浮かび上がらせることを目指した。

2 研究結果の概要

(1) 高齢犯罪者の概況

我が国の高齢者の一般刑法犯検挙人員は、近年、数の上でも、また、検挙人員全体に占める割合の上でも増加の一途をたどっている。罪名別に高齢者の検挙人員の動向を見たところ、様々な罪名において、高齢者の増加が目立った。高齢者による犯罪が必ずしも窃盗等の利得が動機となる財産犯においてのみ増加しているのではないということは、近年の高齢犯罪者の増加が経済的困窮によるもののみではなく、多くの要因が絡まりあって生じている現象であると推測させるものである。

(2) 矯正における高齢受刑者の実態

近年、高齢新受刑者数は急激に増加しており、その伸びは新受刑者総数に対する割合で見ても、昭和 61 年の 0.9%から平成 17 年の 4.9%と約 5.4 倍に上昇している。

年末在所受刑者に占める 60 歳以上の者の割合を、総人口に占める 60 歳以上の人口の割合等を用いて将来推計を試みたところ、平成 28 年末には、60 歳以上の在所受刑者は総数の 17.6%程度を占めると予測された。さらに、総人口に占める 65 歳以上の割合が最も高くなると見込まれる 62 年には、35.2%にまで達すると予測された。

高齢受刑者の多くを占めるのは、若いころから犯罪を繰り返してきた多数再入所者である。彼らの特徴は、刑事施設への入所度数が増加するにつれ、罪名が窃盗及び詐欺に集約されていく傾向が見られること、再犯期間が次第に短くなっていくことである。入所度数が 20 度以上の者では、窃盗と詐欺の合計の割合が約 8 割を占め、出所後 3 か月未満で刑務所に再入所した者が約半数を占めた。

医療面での状況を見ると、高齢受刑者のうち、加齢に伴う身体機能の衰退、疾病等があり、医療刑務所又は医療重点施設に収容する必要がある P 級受刑者は、平成 8 年は 33 人であったが、17 年は 59 人と約 1.8 倍になっている。また、専門的な治療処遇を必要とする高齢受刑者や特別な養護的処遇を必要とする高齢受刑者も増加傾向にある。

受刑者の再入所状況を見ると、仮釈放者では年齢層による違いがほとんど見られないのに対し、満期釈放者では、高齢者の再入所率が 64 歳以下と比較して約 10 ポイント近く高くなっていった。

(3) 更生保護における高齢保護観察対象者の実態

高齢保護観察対象者の新規受理人員は、仮釈放者、保護観察付き執行猶予者のいずれにおいても増加を続けている。数の上では少数ではあるものの、取り分け女子の増加率の伸びが大きい。64 歳以下に比べて、65 歳以上の高齢保護観察対象者は家族と同居しておらず、単身で生活している割合が高く、無職の者が多いなど、更生に当たっての障壁を有する者が少なくない。

(4) 高齢出所受刑者及び高齢仮釈放者の実態と意識

ここでは、出所直前的高齢受刑者及び刑事施設を仮釈放により出所した高齢保護観察対象者に対する調査結果を分析した。

高齢出所受刑者に対する意識調査においては、犯罪原因の認識、金銭困窮状況、健康状態、出所後の心配事等、幅広い領域に関して、回答を求め、その結果を分析した。

金銭面では、半数以上が金銭困窮状況に陥ったことがあると回答していた。定職に就いていたとする者でも 4 割近くが金銭困窮状態に陥ったことがあるとしており、仕事があっても経済的に決して恵まれているわけではないことがうかがわれた。

健康面では、「健康でいられるのは自分しだいである」と健康のための自らの心掛を大切と考える割合が最も高かったが、高齢層になるほど、健康でいられる理由を「神様のおかげ」、「医者のお腕しだい」等、自分以外のものに求めようとする傾向が強まっていた。

現在の心境面では、若いころとは異なる、日々の楽しみを見いだそうとする気持ちがある一方で、これまでの人生を振り返ると決して充実したものではなかったし、これからも悪いことが起こるのではないかという不安が高年齢層ほど強いことがうかがわれた。また、身体、精神機能の衰えなどを自覚し始めてはいるが、うまく対処できないで精神的な不安定感が増している様子もうかがわれた。

他方、調査対象となった高齢仮釈放者も様々な問題を有することが分かった。

例えば、同居者を見ると、配偶者との同居率が低くなり、更生保護施設や他の親族との同居率が高くなり、受刑を契機として家族関係に不安定な変動があったことがうかがわれる。刑務所出所前の帰住予定先と出所後のアンケート記載時点における実際の同居者の一致の度合いは必ずしも高くはなく、例えば、受刑中に配偶者や子供を帰住予定先としていても、出所後予定どおり同居できていない者も少なくない。

経済状態に関連しては、仕事に就いていると回答した者の割合が少なく、病気なので仕事ができない者や就労を望んでいながらまだ見つからないと答えた者もかなりいることや、生活費の入手先として公的年金を挙げた者が一般高齢者に比較して顕著に低いこと等が分かった。

現在の健康に関する悩みとして、経済上の問題、看病や介護についての不安、病院に行っても治らないのではといった健康についての悲観的な考えなどを持つ者もあり、健康上の問題も小さくないことが分かった。

様々な問題を抱える高齢仮釈放者であるが、保護観察とのかかわりで見ると、大多数の者が生活の報告をしたとしている一方で、現在の生活で「健康がすぐれないこと」、「仕事がないこと」と答えた者の中でも、保護司に、それぞれ「健康の悩みや心配ごとについて相談した」、「仕事の悩みや心配ごとについて相談した」と回答した者は約半数強、「お金がないこと」、「頼れる者がいないこと」と答えた者のうち、保護司に、それぞれ「お金の悩みや心配ごとについて相談した」、「人間関係の悩みや心配ごとについて相談した」と回答した者は約2割強に過ぎないことが分かった。

3 まとめと課題

高齢受刑者及び高齢仮釈放者に対する意識調査の結果からは、彼らが人生の終期を迎える準備に入らなければいけないという気持ちを徐々に強めてはきているが、他方で、様々な現実的な問題から抜け出せていないこともあり、矛盾した感情、思考が整理できないまままでいることがうかがわれた。

こうした高齢受刑者等の個々の悩み、不安等を適切に把握し、解消させるような働き掛けを行い、彼らの人生の質を少しでも向上させていくことが今後の課題といえよう。

また、生活の中で様々な悩みや心配ごとを抱えている高齢仮釈放者の処遇に当たっては、そのニーズを保護観察の処遇者が適切に把握し、必要な援助や働き掛けを実施していく必要がある。

本研究は、高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の実態、特に施設内のみならず社会内の生活をしていく上での問題点等にも調査対象を広げたものであり、現状の高齢犯罪者が更生していくための課題等に関して意識調査等を通じて分析し、取りまとめたものである。本報告書の成果が、今後の高齢犯罪者の再犯防止のための処遇等の在り方を検討する上で基礎資料となれば幸いである。

研究部長

窪田守雄

